八戸事業所	青森県八戸市沼館一丁目13番３号
秋田事務所	秋田県秋田市土崎港西三丁目８番16号
仙台事業所	宮城県多賀城市八幡三丁目11番３号
小名浜事務所	福島県いわき市小名浜字定西264番地の５
鹿島事業所	茨城県神栖市大野原一丁目３番22号
千葉事業所	千葉県千葉市中央区蘇我一丁目20番16号
君津事務所	千葉県木更津市築地１番地１
東京第一事業所	東京都港区芝浦二丁目14番９号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目３番地
新潟事業所	新潟県新潟市東区臨港町三丁目4914番222
伏木事務所	富山県射水市庄西町一丁目18番16号
清水第一事業所	静岡県静岡市清水区入船町４番18号
名古屋第一事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番23号
知多事業所	愛知県東海市中央町四丁目29
四日市事業所	三重県四日市市尾上町１番地19
大阪第一事業所	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目２番47号
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番２号
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番５号
和歌山事業所	和歌山県和歌山市松江西一丁目１番36号
水島事業所	岡山県倉敷市水島北緑町４番11号
呉事業所	広島県呉市三条三丁目１番３号
尾道事務所	広島県尾道市栗原町１番１号
福山事務所	広島県福山市鋼管町１番地
徳山事業所	山口県周南市入船町６番20号
徳島事務所	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
坂出事務所	香川県坂出市久米町一丁目14番14号
新居浜事務所	愛媛県新居浜市西原町二丁目７番66号
九州第一事業所	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
宇部事務所	山口県宇部市港町一丁目５番５号
三池事務所	福岡県大牟田市本町三丁目７番地９
長崎事務所	長崎県長崎市出島町３番10号
大分事業所	大分県大分市松原町三丁目１番11号
鹿児島第一事業所	鹿児島県鹿児島市住吉町13番13号

ハ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船運送規則第十七条第１項に規定する液状化等物質の運送許容水分値の測定及び船舶設備規定等の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第三十二号）附則第三条第三項に規定するばら積み個体貨物の密度の測定を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　在　地
理化学分析センター	神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目14番２号

○国土交通省告示第八百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ハイフォン事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	15 Hoang Dieu, Hong Bang, Haiphong, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	15 Hoang Dieu, Hong Bang Ward, Haiphong, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

㈡　変更年月日　令和七年七月一日

二　ホーチミン事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	77 Tran Nhan Ton, Ward 9, District 5, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	77 Tran Nhan Ton, An Dong Ward, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

㈡　変更年月日　令和七年七月一日